



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ

実行委員会

第4回医事・衛生専門委員会



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

令和5年11月16日（木）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会

第4回医事・衛生専門委員会 資料目次

○ 次第	P. 1
○ 委員名簿	P. 2
○ 委員等の変更	P. 3
○ 説明・報告事項	
(1) 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び 会期の決定について	P. 4
(2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置について	P. 5
(3) 第80回国民スポーツ大会の準備経過	P. 8
(4) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び青の煌めきあおもり国スポ・ 障スポ実行委員会決定事項	P. 11
(5) 医事・衛生業務スケジュールの変更について	P. 12
(6) 視察概要（R5燃ゆる感動かごしま国体）	P. 14
○ 審議事項	
(1) 青の煌めきあおもり国スポ感染症対策実施要領（案）	P. 22
(2) 青の煌めきあおもり国スポ宿舎衛生対策実施要領（案）	P. 27
○ 参考資料	
(1) 第80回国民スポーツ大会医事・衛生基本方針	P. 37
(2) 第80回国民スポーツ大会防疫対策要項	P. 38
(3) 第80回国民スポーツ大会環境衛生対策要項	P. 39

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 第4回医事・衛生専門委員会 次第

日時 令和5年11月16日（木）

14:00～15:00

場所 青森県庁南棟2階中会議室

1 開会

2 医事・衛生専門委員会委員の変更

3 説明・報告事項

- (1) 第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定について
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置について
- (3) 第80回国民スポーツ大会の準備経過
- (4) 第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項
- (5) 医事・衛生業務スケジュールの変更について
- (6) 視察概要（R5燃ゆる感動かごしま国体）

4 審議事項

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ感染症対策実施要領（案）
- (2) 青の煌めきあおもり国スポ宿舎衛生対策実施要領（案）

5 閉会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
医事・衛生専門委員会 名簿

分野	所属	役職	氏名	備考
医療	公益社団法人青森県医師会	常任理事	佐藤 衛	委員長
	一般社団法人青森県歯科医師会	副会長	工藤 眞裕	
	一般社団法人青森県薬剤師会	副会長	齋藤 武	
	公益社団法人青森県看護協会	常務理事	前田 隆子	
	日本赤十字社青森県支部	事務局長	神 登喜彦	
食品・衛生	一般社団法人青森県食品衛生協会	会長	畑中 和紀	副委員長
	青森県保健所長会	会長	齋藤 和子	
県	青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課	課長	三村 光司	
	青森県健康福祉部医療薬務課	課長	泉谷 和彦	
	青森県健康福祉部保健衛生課	課長	田中 純	
	青森県環境生活部環境政策課	課長	上村 隆之	

**青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
医事・衛生専門委員会 委員の変更**

第3回医事・衛生専門委員会（令和4年10月13日）以降における委員の変更については、下記のとおりである。

（順不同、敬略称）

分野	機関・団体名及び役職名	新任者	旧任者	変更年月日
県関係	健康福祉部がん・生活習慣病対策課 課長	三村 光司	工藤 光	令和5年4月1日
	健康福祉部保健衛生課 課長	田中 純	磯島 隆	令和5年4月1日
	環境生活部環境政策課 課長	上村 隆之	細谷 健司	令和5年4月1日

※畑中 和紀委員、青森県食品衛生協会の役員改選により役職が会長に変更。

第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催地及び会期の決定について

令和 5 年 7 月 20 日 (木) に開催された (公財) 日本スポーツ協会の理事会において、第 80 回国民スポーツ大会及び第 25 回全国障害者スポーツ大会の開催地及び第 80 回国民スポーツ大会の会期が決定した。

また、令和 5 年 9 月 20 日には、第 25 回全国障害者スポーツ大会の会期についても決定した。

○第 80 回国民スポーツ大会

開催地：青森県

会 期：令和 8 年 10 月 10 日 (土) ～ 10 月 20 日 (火)

○第 25 回全国障害者スポーツ大会

開催地：青森県

会 期：令和 8 年 10 月 23 日 (金) ～ 10 月 26 日 (月)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の設置について

1 趣旨

令和5年7月20日に（公財）日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の本県での開催が正式決定したことから、同協会が定める国民体育大会開催基準要項の規定に基づき、開催県として「実行委員会」を令和5年8月31日に設置したところである。

なお、第25回全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）の本県での開催も正式決定したことから、国スポ及び障スポの開催準備、運営を一体的に推進していくこととしている。

○国民体育大会開催基準要項

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

2 実行委員会の概要

(1) 名称

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（令和5年8月31日設置）

(2) 組織

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会（以下「国スポ準備委員会」という。）の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐとともに、「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を新たに設置した。

(3) 委員構成

国スポ準備委員会委員に以下の団体等の代表者を追加し（国スポ準備委員会委員が所属する団体と重複する団体は除く。）、計345名とした。

- ・第25回全国障害者スポーツ大会青森県準備委員会委員（11名）
- ・国スポデモンストレーションスポーツ競技関係機関及び団体（30名）

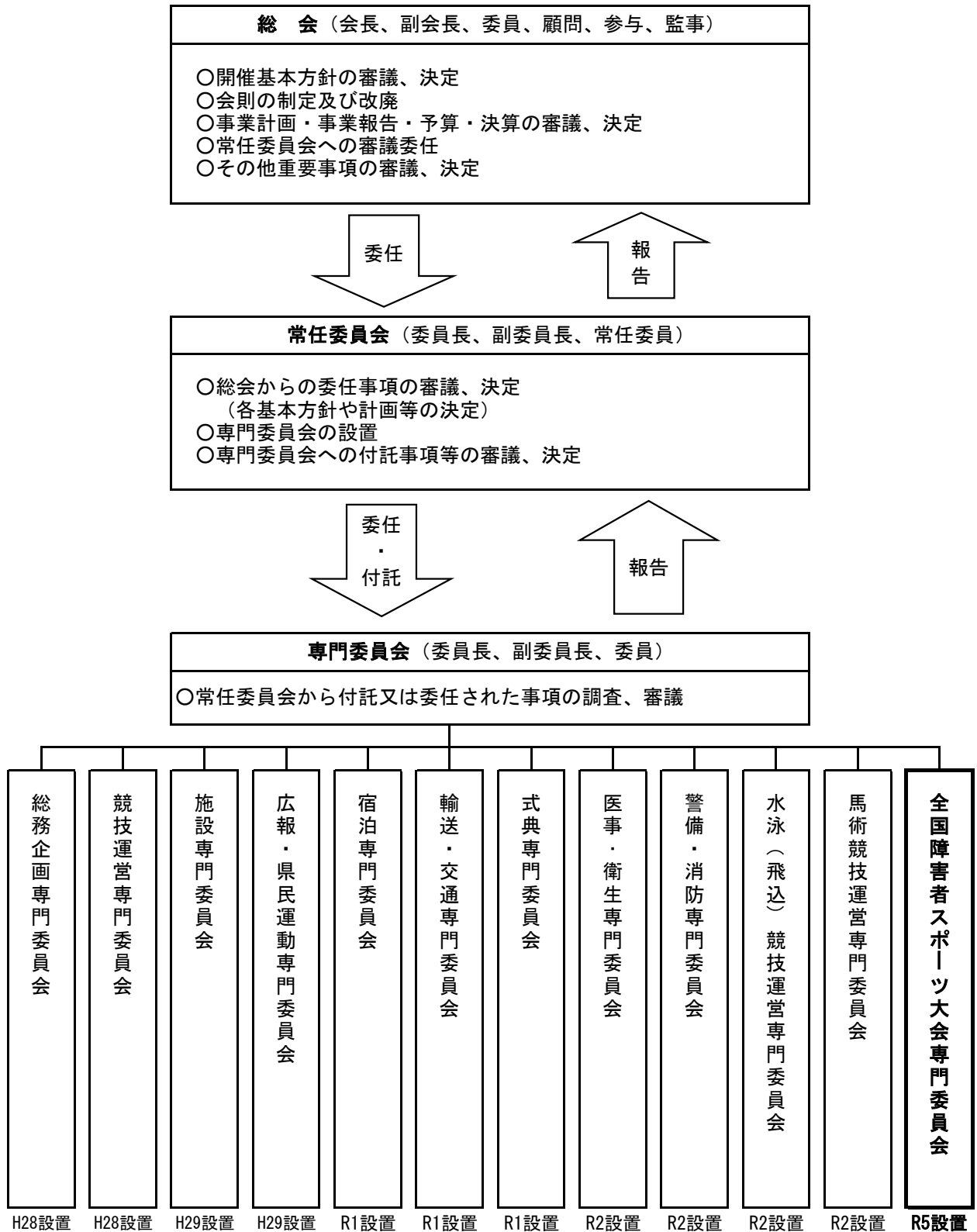
3 会則等の改正

組織名称を変更するとともに、第80回国民スポーツ大会冬季大会及び第25回全国障害者スポーツ大会に関する事項を追加するため、国スポ準備委員会会則を改正した。

また、国スポ準備委員会でこれまでに決定された方針、計画及び関係諸規定等については、「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」とあるものは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える旨を附則で規定し、実行委員会へ引き継ぐこととした。

【参考】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 組織構成図



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 新規委員

NO	実行委員会役職	区分	所属機関・団体・役職名	氏名
1	副会長	副会長	(一財) 青森県身体障害者福祉協会会長	東山 国男
2	常任委員	常任委員	(一社) 青森県手をつなぐ育成会理事長	小関 幸一
3	常任委員	常任委員	青森県特別支援学校校長会会長	柿崎 朗
4	委員	スポーツ	(特非) 青森県障害者スポーツ指導員会会長	福沢 和彦
5	委員	スポーツ	青森県障害者フライングディスク協会会長	齊藤 誠
6	委員	スポーツ	青森県車椅子バスケットボール連盟会長	花田 栄介
7	委員	スポーツ	青森県ボッチャ協会理事長	福沢 和彦
8	委員	学校	青森県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会会長	須藤 佳代子
9	委員	医療・福祉	(一社) 青森県視覚障害者福祉会会長	佐々木 秀勝
10	委員	医療・福祉	(一社) 青森県ろうあ協会会長	小沢 千枝子
11	委員	医療・福祉	青森県精神保健福祉協会会長	田崎 博一
12	委員	スポーツ	(一社) 青森県レクリエーション協会会長	杉本 康雄
13	委員	スポーツ	青森県カーリング協会会長	佐藤 健一
14	委員	スポーツ	青森県ソフトバレーボール連盟会長代行	山中 智
15	委員	スポーツ	東通村ソフトバレーボールクラブ会長	畑中 将人
16	委員	スポーツ	青森県ターゲット・バードゴルフ協会会長	山谷 清文
17	委員	スポーツ	青森県ドッジボール協会会長	奥瀬 金蔵
18	委員	スポーツ	青森県ユニバーサルホッケー協会会長	関 良
19	委員	スポーツ	青森県ラージボール卓球協会会長	菊地 均
20	委員	スポーツ	青森県ダンススポーツ連盟会長	片桐 圭司
21	委員	スポーツ	青森マスターズ陸上競技連盟会長	我満 正広
22	委員	スポーツ	青森県ビリヤード協会会長	奥崎 誠
23	委員	スポーツ	青森県パークゴルフ協会連合会会長	太田 薫
24	委員	スポーツ	青森県フライングディスク協会会長	白川 直人
25	委員	スポーツ	青森県インディアカ協会会長	白川 直人
26	委員	スポーツ	よもっと元気スポーツクラブ会長	中川 めぐみ
27	委員	スポーツ	青森県ペタンク協会会長	鶴谷 敏勝
28	委員	スポーツ	青森県スポーツウエルネス吹矢協会会長	野呂 清
29	委員	スポーツ	青森県ハング・パラグライディング連盟理事長	古川 正司
30	委員	スポーツ	青森県オリエンテーリング協会会長	久道 達夫
31	委員	スポーツ	青森県ユニカール協会会長	工藤 勝美
32	委員	スポーツ	鶴田町スポーツ協会会長	瓜田 稔
33	委員	スポーツ	中泊町ビーチサッカーフェスタ実行委員会実行委員長	川山 光則
34	委員	スポーツ	菜の花フェスティバル実行委員会実行委員長	千葉 満
35	委員	スポーツ	スポネットたっこ会長	尾形 憲男
36	委員	スポーツ	青森県スポーツチャンバラ協会会長	吉田 健志
37	委員	スポーツ	日本ファイン・ボール協会会長	檜山 忠
38	委員	スポーツ	(特非) 青森県空道協会理事長	寺沢 純悦
39	委員	スポーツ	(特非) 青森県ウオーキング協会会長	中嶋 與志久
40	委員	スポーツ	青森県フロアボール連盟会長	上野 正宣
41	委員	スポーツ	新郷村グラウンド・ゴルフ協会会長	小笠原 敏彦

第80回国民スポーツ大会準備経過

(令和4年10月13日以降)

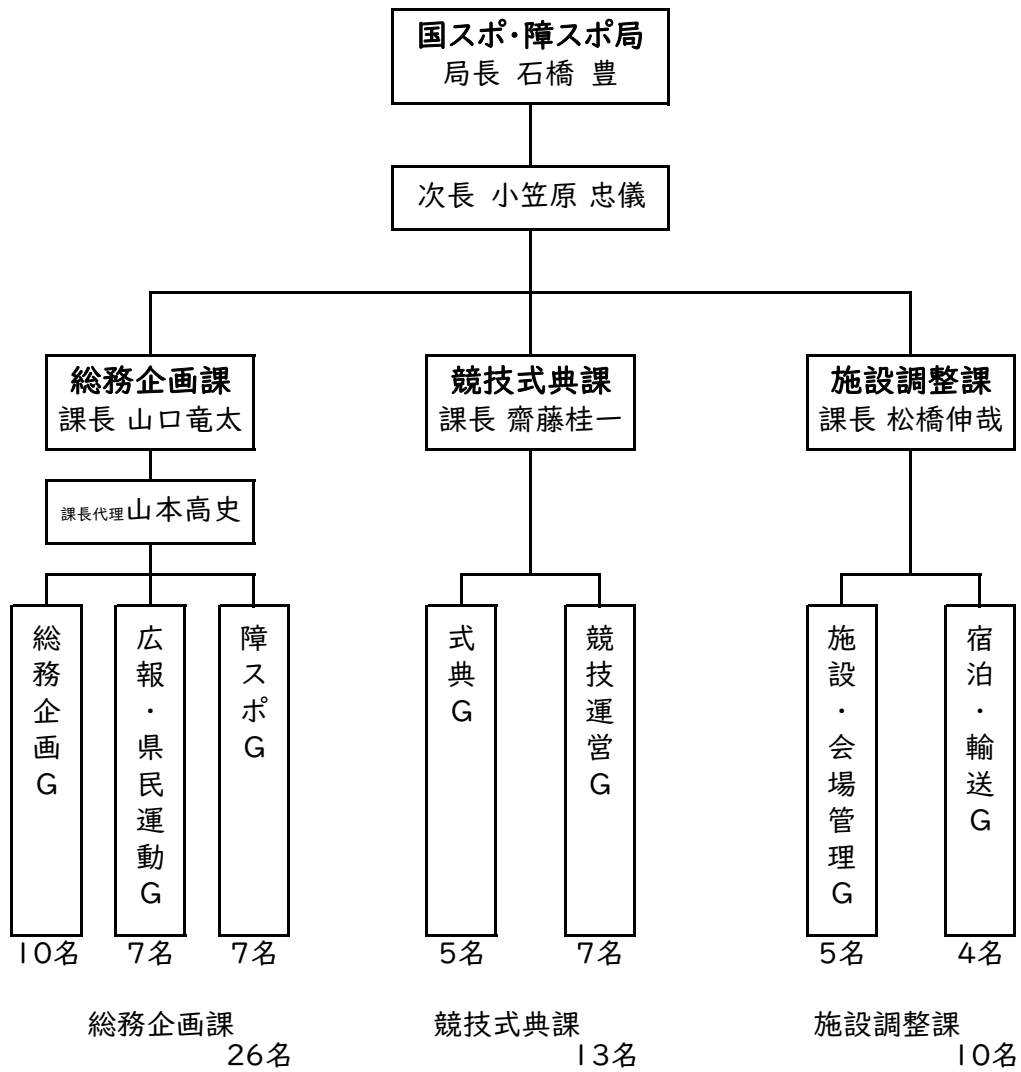
年 月 日	内 容
10月13日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回医事・衛生専門委員会を開催
11月 7日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回総務企画専門委員会を開催
11月10日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回馬術競技運営専門委員会を開催
11月14日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回競技運営専門委員会を開催（書面決議）
12月 1日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第3回水泳（飛込）競技運営専門委員会を開催（書面開催）
12月21日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回常任委員会を開催
令和5年 1月11日	第80回国民スポーツ大会第6回市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
1月13日	第80回国民スポーツ大会第6回会場地市町村担当者会議・第5回競技団体担当者会議を開催（オンライン開催）
1月24日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回式典専門委員会を開催
2月 3日	第80回国民スポーツ大会第7回会場地市町村担当者会議を開催（オンライン開催）
4月 1日	第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会の開催に係る業務を一体的に行う県国スポ・障スポ局を新設（3課51名体制）
4月18日	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察
4月19日	
4月25日	中央競技団体正規視察（ライフル射撃）
5月19日	第80回国民スポーツ大会第8回会場地市町村担当者会議を開催（オンライン開催）

年 月 日	内 容
令和5年 5月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第11回広報・県民運動専門委員会を開催
6月 5日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第12回総務企画専門委員会を開催
6月27日	第80回国民スポーツ大会第3回会場地市町村宿泊・輸送担当者会議を開催
7月19日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回競技運営担当者会議（正式・特別競技）を開催
7月20日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第1回競技運営担当者会議（公開競技・デモンストレーションスポーツ）を開催
7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として決定
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第12回常任委員会を開催
8月31日	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第8回総会を開催
8月31日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回総会を開催
9月 6日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回式典専門委員会を開催
9月19日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第12回競技運営専門委員会を開催
9月21日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回会場地市町村医療・衛生及び警備・消防担当者会議を開催
11月 8日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回施設専門委員会を開催
11月 9日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回馬術競技運営専門委員会を開催
11月15日	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第4回警備消防専門委員会を開催

【参考】

国スポ・障スポ局機構図（令和5年4月1日現在）

国スポ・障スポ局 51名



第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会及び 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

第3回医事・衛生専門委員会（令和4年10月13日）以降に開催した総会及び常任委員会での決定事項は、下記のとおりである。

記

- 1 準備委員会 第11回常任委員会決定事項【令和4年12月21日開催】
 - ・第80回国民スポーツ大会正式競技種別変更及び競技会場の変更
 - ・第80回国民スポーツ大会デモンストラーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更
 - ・第80回国民スポーツ大会総合開・閉会式会場整備基本計画
- 2 準備委員会 第12回常任委員会決定事項【令和5年8月31日開催】
 - ・第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催準備総合計画（第4次）改正
 - ・第80回国民スポーツ大会正式競技会場の変更
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金趣意書
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金謝意表明実施要領
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金箱設置要領
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ企業協賛事務取扱要領
 - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会専門委員会規程改正
- 3 準備委員会 第8回総会決定事項【令和5年8月31日開催】
 - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度事業報告
 - ・第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和4年度収支決算
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（仮称）の設置
 - ・総会から常任委員会への委任事項改正
- 4 実行委員会 第1回総会決定事項【令和5年8月31日開催】
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度事業計画
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会令和5年度収支予算
 - ・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会役員を選任

医事・衛生業務スケジュールの変更について

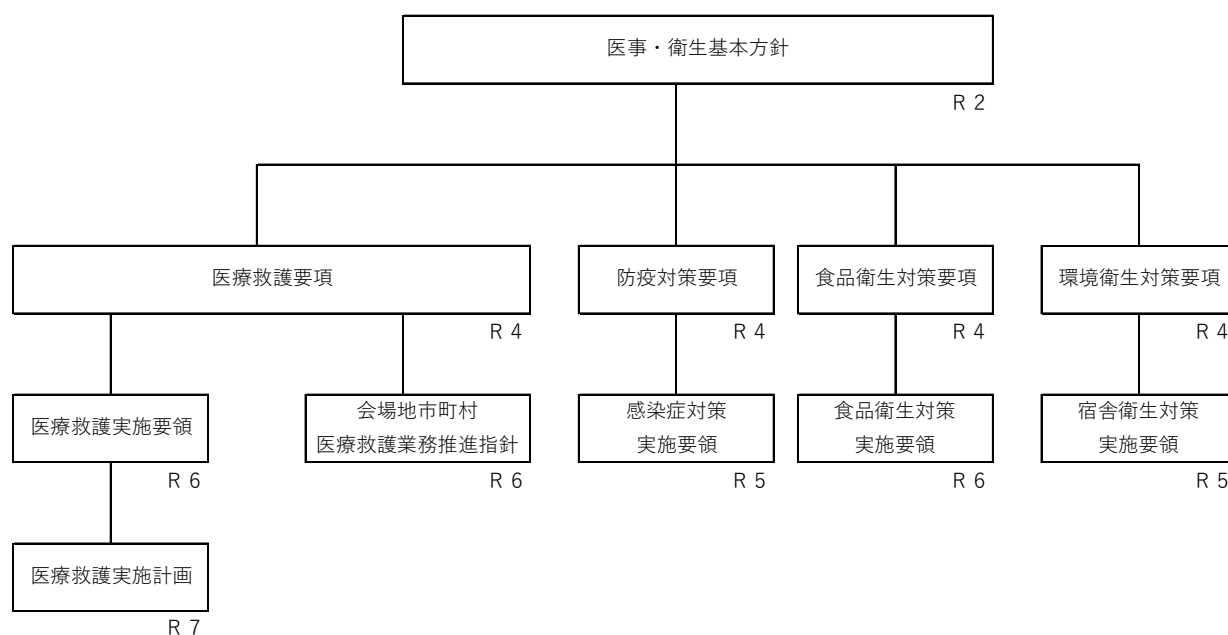
変更内容

第3回医事・衛生専門委員会（令和4年10月13日開催）で報告しました医事・衛生業務年次スケジュールでは、令和6年度（開催2年前）に「感染症対策実施要領」、「宿舍衛生対策実施要領」を策定する予定でしたが、業務スケジュールの見直しに伴う所要の整理を行った結果、令和5年度（開催3年前）にこれらの実施要領を策定し、第4回医事・衛生専門委員会にて審議を行うこととなりました。

同様に策定予定だった「飲料水衛生対策実施要領」について、飲料水は国で定める「水道法」や県や市町村で策定する「飲用井戸等衛生対策要領」等で施設管理者に対し、年に1回の水質検査を行うことを義務づけられております。また、担当部局との打合せで、本県では保健所や市水道課による定期的な監視指導が行われていることが確認できたため、上記の理由と併せて、国スポに向けた水道施設の監視指導を改めを行う必要性が少ないと判断されるため、「飲料水衛生対策実施要領」を策定しないこととなりました。なお、三重県（R3開催中止）や栃木県（R4開催）、滋賀県（R7開催予定）も同様の理由で「飲料水衛生対策実施要領」を策定しておらず、「食品衛生対策実施要領」にて、飲料水の衛生対策を定めています。

以上の理由から、医事・衛生業務スケジュールを次ページのとおり変更します。

【参考】医事・衛生業務体系図



開催年	令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
開催県		三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県
逆年	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
専門委員会審議事項	■医事・衛生基本方針（案）		■医療救護要項（案） ■防疫対策要項（案） ■食品衛生対策要項（案） ■環境衛生対策要項（案）	■感染症対策実施要領（案） ■宿舍衛生対策実施要領（案） ■飲料水衛生対策実施要領（案）	■医療救護実施要領（案） ■会場地市町村医療救護業務推進指針（案） ■食品衛生対策実施要領（案） ■弁当調達要項（案） ■弁当調製施設選定基準（案）	■医療救護実施計画（案）	
専門委員会開催	第1回	第2回（書面）	第3回	第4回	第5回	第6回	
全体	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医事・衛生基本方針</div> 各業務（医療救護、防疫、食品衛生、環境衛生）の趣旨、大枠、体制確立について定めるもの。			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">開催決定 →実行委員会設立</div>			
医療救護			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療救護要項（案）</div> 基本方針に基づき医療救護に必要な事項を定めるもの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療救護要項決定</div> 日ス協へ協議	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療救護実施要領</div> 医療救護要項に基づき、医療救護に関して具体的な事項を定めるもの。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">会場地市町村医療救護業務推進指針</div> 医療救護要項に基づき、会場地市町村実行委員会が実施する医療救護の基本的事項を定めるもの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療救護実施計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">救護本部・救護所設置計画</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療救護業務マニュアル</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">救護所設置市町村医師等数調査（2次）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医師・看護師等確保、調整</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">医療救護のしおり</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">救護所設置市町村医師等数調査（1次）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">謝金等協定締結</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: red; color: white;">救護本部・救護所設置</div>
防疫対策			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">防疫対策要項</div> 基本方針に基づき防疫対策に必要な事項を定めるもの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">感染症対策実施要領</div> 防疫対策要項に基づき、感染症の予防・対策に関して必要な事項を定める。			
食品衛生			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">食品衛生対策要項</div> 基本方針に基づき食品衛生対策に必要な事項を定めるもの。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">食品衛生対策実施要領</div> 食品衛生対策要項に基づき、食品衛生対策に関して必要な事項を定めるもの。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">弁当調製施設調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">弁当調達要項</div> 食品衛生関係法令に基づき、弁当調達に関する必要な事項を定めるもの。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">弁当調製施設選定基準</div> 弁当調達要項に基づき、弁当調製施設選定基準に関する必要な事項を定めるもの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">食品衛生講習会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 20px; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto;"> 宿泊衛生・食品衛生のしおり </div>	
環境衛生			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">環境衛生対策要項</div> 基本方針に基づき環境衛生対策に必要な事項を定めるもの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">宿舍衛生対策実施要領</div> 環境衛生対策要項に基づき、宿泊施設の衛生に関して必要な事項を定めるもの。		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">宿泊衛生講習会</div>	
会場地市町村						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">会場地医療救護業務マニュアル</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">救護所設置</div>

※先催県を参考に作成したものであり、今後、業務内容やスケジュールの変更もありうる。

青の煌めきあおもり国スポ 感染症対策実施要領（案）

1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会防疫対策要項に基づき、県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連絡調整を図り、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）において、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに実施する感染症対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

国スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「国スポ参加者等」という。）に対し、手洗いや適切なマスク着用を含む咳エチケット、換気の徹底等の基本的な感染症対策を周知し、感染症に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

(イ) 国スポ期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

国スポ参加者等に対し、最新の感染状況に係る情報提供及び流行が予測される感染症に係る注意喚起を行う。

イ 活動の内容

(ア) 県委員会

県委員会は、青森県健康福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成、市町村・関係団体等への配付・掲示
- b 広報誌、ホームページ等の県広報媒体を活用したPR
- c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 会場地委員会

会場地委員会は、保健所及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配付・掲示
- b 広報誌、ホームページ等の市町村広報媒体を活用したPR
- c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 健康管理指導

保健所は、国スポ参加者等の感染症予防のため、国スポ参加者等が利用する宿舎及び食品提供施設等の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力を得られるよう指導する。

(3) 衛生備品の配備

県委員会及び会場地委員会は、以下の分担により、各会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液の配備を行う。

ア 県委員会

国スポの総合開・閉会式会場

イ 会場地委員会

国スポの競技会場・練習会場

(4) 感染症患者の発生時の措置

保健所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要な措置を講じる。

保健所は、国スポ参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した際には、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、まん延防止に努める。

(5) 緊急連絡体制の整備

国スポ期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記1及び別記2により緊急連絡体制を整備する。

3 その他

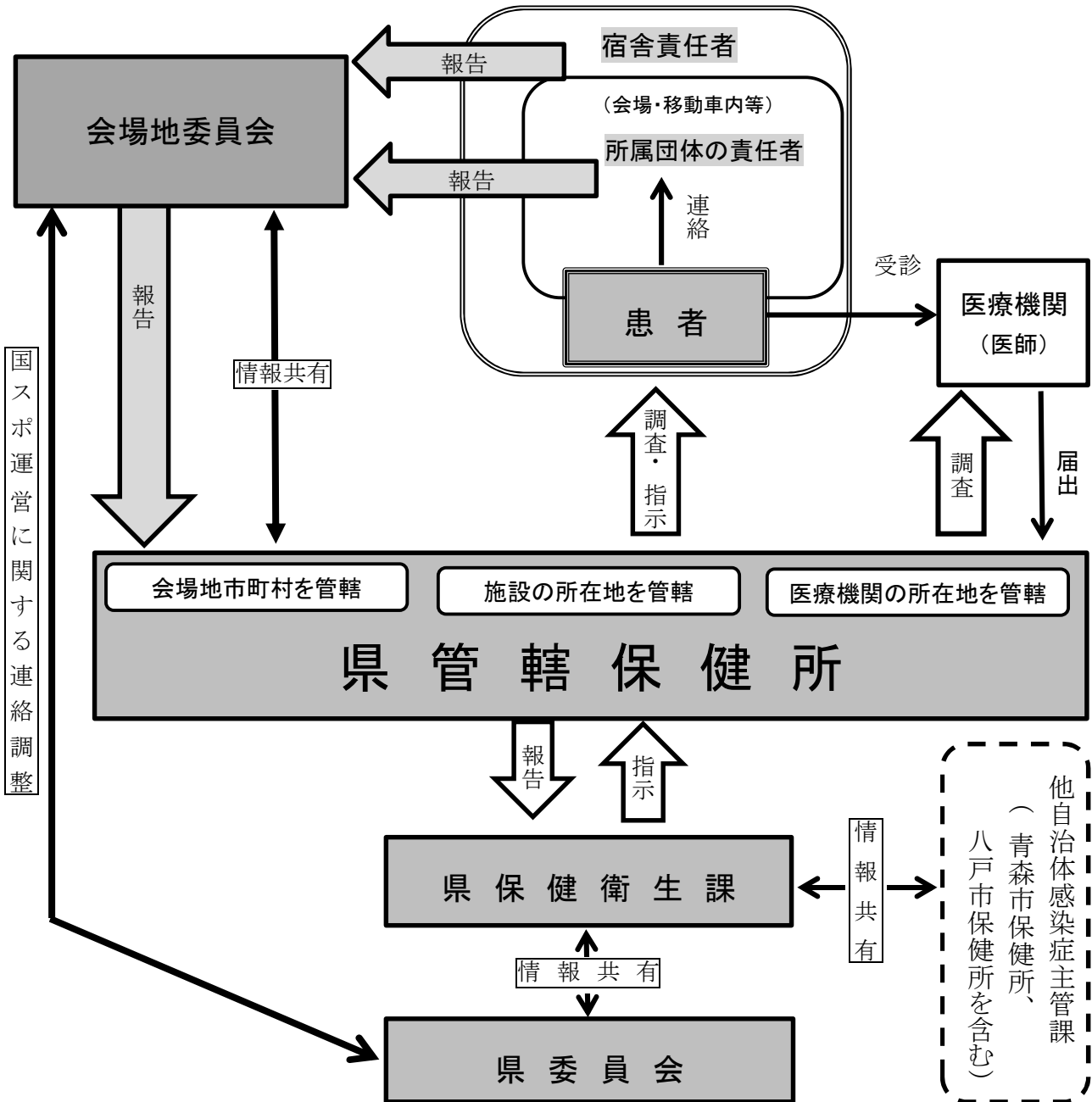
(1) この実施要領に定めるもののほか、感染症対策の実施に関して必要な事項は、県委員会と県保健衛生課及び保健所が協議の上、別に定めるものとする。

(2) 国スポ参加者等に食品を提供する施設に対する調理従事者の健康管理指導、食中毒発生時の対応については、「青の煌めきあおもり国スポ 食品衛生対策実施要領」に定める。

(3) 新型インフルエンザ等への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

(4) 会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

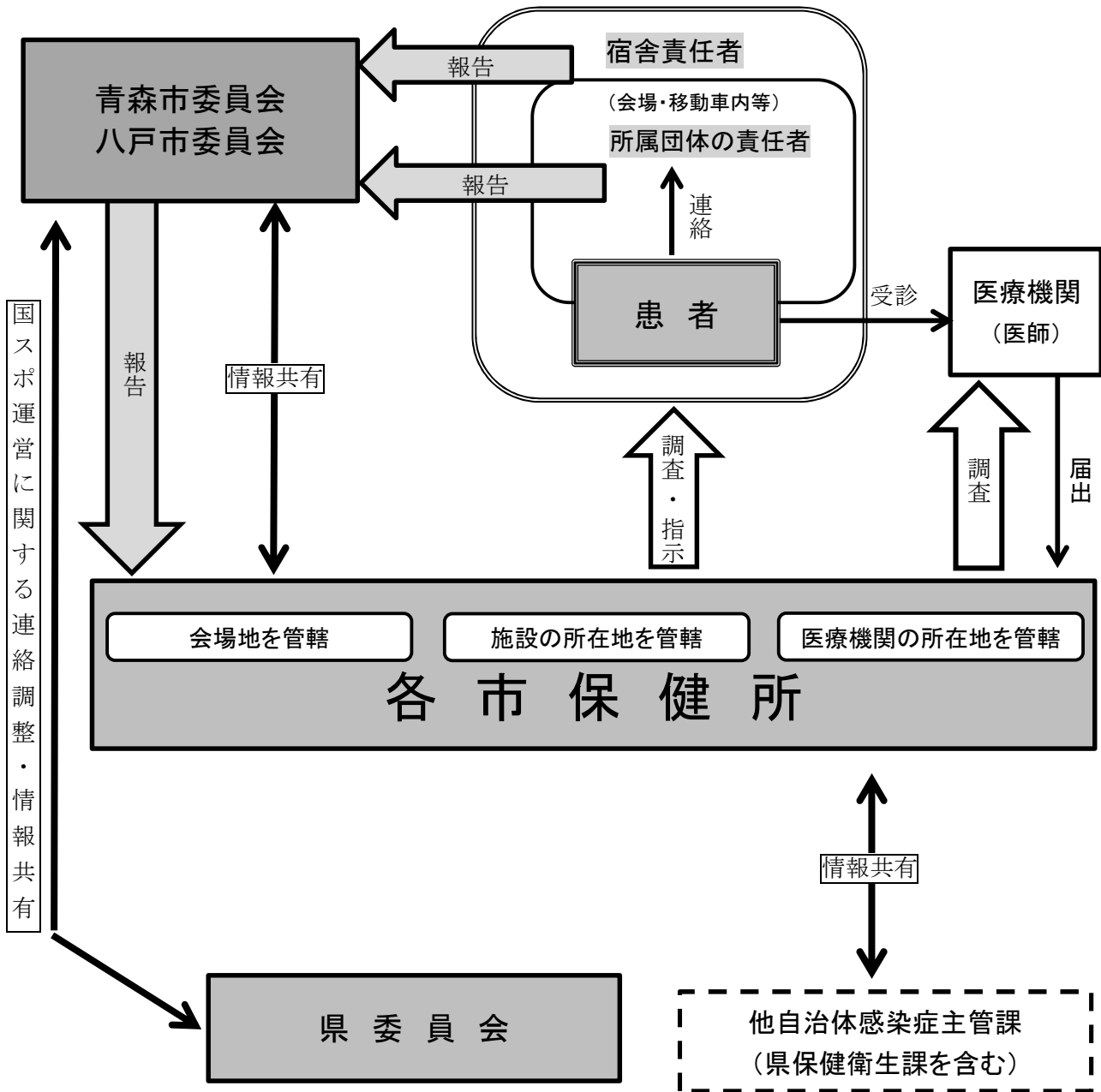
感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制
 (青森市及び八戸市を除く青森県所管の保健所)



- ◆患者が宿泊する宿舎の責任者又は患者が所属する団体の責任者は、感染症(疑いを含む)の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、各会場地委員会に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆会場地委員会は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者(疑いを含む)が相当数発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は保健所及び県委員会へ報告する。
- ◆会場地委員会は、上記報告のほか、県委員会等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄の保健所に報告する。
- ◆県委員会及び会場地委員会は、宿舎責任者及び患者が所属する団体の責任者に対して、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、必要に応じて、所管する保健所に連絡するよう周知する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制

(青森市及び八戸市)



- ◆患者が宿泊する宿舎の責任者又は患者が所属する団体の責任者は、感染症(疑いを含む)の発生を確認した場合は、速やかに医療機関を受診させるとともに、各市委員会に報告する。なお、医療機関から保健所へ発生届が提出される感染症については、保健所が行う調査に適切に対応すること。
- ◆市委員会は、発生届の届出対象外の感染症であっても、感染症患者(疑いを含む)が相当数発生するなど、まん延の恐れがあると判断した場合は保健所及び県委員会に報告する。
- ◆市委員会は、上記報告のほか、県委員会等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに各市を所管する保健所に報告する。
- ◆県委員会及び各市委員会は、宿舎責任者及び患者が所属する団体の責任者に対して、感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、必要に応じて、所管する保健所に連絡するよう周知する。

感染症発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先	管轄市町村
-----	-----	-----	-------

設置主体：青森市

青森市保健所	〒030-0962 青森市佃2-19-13	TEL：017-765-5280 FAX：017-718-5645	青森市
--------	--------------------------	--------------------------------------	-----

設置主体：八戸市

八戸市保健所	〒031-0011 八戸市田向3-6-1	TEL：0178-38-0706 FAX：0178-38-0734	八戸市
--------	-------------------------	--------------------------------------	-----

設置主体：青森県

弘前保健所	〒036-8356 弘前市下白銀町14-2	TEL：0172-33-8521 FAX：0172-33-8524	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、 藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町
三戸地方保健所	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7	TEL：0178-27-5111 FAX：0178-27-1594	おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、 南部町、階上町、新郷村
五所川原保健所	〒037-0056 五所川原市末広町14	TEL：0173-34-2108 FAX：0173-34-7516	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、 深浦町、鶴田町、中泊町
むつ保健所	〒035-0073 むつ市中央1-3-33	TEL：0175-31-1388 FAX：0175-31-1667	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村
上十三保健所	〒034-0082 十和田市西二番町10-15	TEL：0176-23-4261 FAX：0176-23-4246	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
東地方保健所	〒030-0113 青森市第二問屋町4-11-6	TEL：017-739-5421 FAX：017-739-5420	平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町

県担当課及び県実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
青森県健康福祉部 保健衛生課	〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL：017-734-9214 FAX：017-734-8047
青森県国スポ・障スポ局 施設調整課 (県実行委員会事務局・衛生担当)	〒030-8570 青森市長島1-1-1	TEL：017-734-9189 FAX：017-734-8012

青の煌めきあおもり国スポ 宿舎衛生対策実施要領（案）

1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会環境衛生対策要項及び第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項に基づき、県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連絡調整を図り、青の煌めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）において、県・会場地市町村・関係機関・団体等とともに実施する宿舎衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

（１）営業宿泊施設の宿舎衛生対策

ア 営業宿泊施設の把握

青森県健康福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を含む。以下同じ。）は、以下のとおり国スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ参加者等」という。）が利用する旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」という。）を把握する。

（ア）県委員会は、令和7年9月末日までに、国スポ参加者等が利用する営業宿泊施設について、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号。以下「利用予定報告書」という。）を作成し、営業宿泊施設が所在する区域を管轄する保健所に提出する。

（イ）県委員会は、利用予定報告書の提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を記載した利用予定報告書を提出する。

（ウ）県委員会は、保健所に提出した利用予定報告書の写しを県保健衛生課にまとめて提出する。

イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令等に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

ウ 監視指導

県保健衛生課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視指導を行う。

（ア）保健所は、原則として国スポ開催までに旅館業法関係法令等に基づき監視指導を行い、指摘事項がある場合には、必要に応じて監視指導票等を営業者に交付する。また、複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものを除く。）を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、国スポ期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視指導を行う。

（イ）県保健衛生課は、県委員会から送付された利用予定報告書に県外に所在する営業宿泊施設が含まれる場合、当該施設が所在する自治体に対し、監視指導を依頼する。

エ 宿舍衛生講習会

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、次により宿舍衛生講習会を実施する。なお、感染症対策や食品衛生対策の普及啓発を目的とした講習会と併せて実施することができる。

(ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

(イ) 受講対象者

国スポ参加者等が宿泊する営業宿泊施設の責任者又は管理者

(ウ) 講習会の実施方法

令和7年度から国スポ開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。なお、県委員会及び会場地委員会が主催する説明会等と併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

(2) 転用施設の宿舍衛生対策

ア 転用施設の把握

県保健衛生課及び保健所は、以下のとおり国スポ参加者等が利用する転用施設を把握する。

(ア) 会場地委員会は、令和7年9月末日までに、第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項に基づき、転用施設を利用する場合には、「転用施設使用届出書」(様式第2号。以下「使用届出書」という。)を作成し、管轄の保健所に提出する。

(イ) 会場地委員会は、使用届出書の提出日以降に転用施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を記載した使用届出書を提出する。

(ウ) 会場地委員会は、管轄の保健所に提出した使用届出書の写しを県委員会にまとめて提出する。

(エ) 県委員会は、会場地委員会から提出を受けた使用届出書を県保健衛生課に回付する。

イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、別紙「転用施設における留意事項」(以下「留意事項」という。)を適用する。

ウ 監視指導

保健所は、衛生上の措置基準として、留意事項に基づき、監視指導を行う。

エ 宿舍衛生講習会

(ア) 会場地委員会は、転用施設を利用する場合には、2(1)エの宿舍衛生講習会に準じた転用施設の宿舍衛生講習会を実施する。

(イ) 保健所は、会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応する。

3 実施報告

- (1) 県管轄保健所は、この実施要領に基づく営業宿泊施設及び転用施設における衛生監視指導の実施結果を「営業宿泊施設等衛生監視指導実施報告書」（様式第3号。）により、宿舍衛生講習会の実施結果を「宿舍衛生講習会の実施報告書」（様式第4号。）により、県保健衛生課に提出する。報告期限について、令和7年度中の実施結果は令和8年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。
- (2) 県保健衛生課は、県管轄保健所から提出のあった上記実施報告書を速やかに、県委員会に提出する。
- (3) 青森市及び八戸市保健所はこの実施要領に基づく営業宿泊施設及び転用施設における衛生監視指導の実施結果及び宿舍衛生講習会の実施結果を上記（1）と同様の様式、期限により、県委員会に提出する。

4 その他

- (1) この実施要領に定めるもののほか、宿舍衛生対策の実施に関して必要な事項は、県委員会と県保健衛生課及び保健所が協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 会場地実行委員会を組織していない場合は、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

営業宿泊施設利用予定報告書

年 月 日

保健所長 様

実行委員会事務局長

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	利用期間	宿泊予定人数 (1日当たり最大宿 泊人数)	食事の外注 (外注先)
					月 日()~ 月 日()		
1					~	人 (人)	
2					~	人 (人)	
3					~	人 (人)	
4					~	人 (人)	
5					~	人 (人)	
6					~	人 (人)	
7					~	人 (人)	
8					~	人 (人)	
9					~	人 (人)	
10					~	人 (人)	
11					~	人 (人)	
12					~	人 (人)	
13					~	人 (人)	

保健所長 様

転用施設使用届出書

整理番号	使用施設				使用期間	建物の構造 木造・鉄筋等	建物の総面積	宿泊人数	宿泊に使用する客室			使用水(※2) 水道水/井戸水/その他	浴室				洗面所の有無	便所			備考		
	施設名	所在地	電話番号 (責任者連絡先)	FAX番号(※1)					責任者の氏名	客室数	延面積		寝具数	有無	面積	の循環配管の有無		有無	貯湯槽の有無	大便器	小便器	手洗設備	水洗・汲取
1					月 日～ 月 日																		
2					月 日～ 月 日																		
3					月 日～ 月 日																		
4					月 日～ 月 日																		
5					月 日～ 月 日																		
7					月 日～ 月 日																		
8					月 日～ 月 日																		
9					月 日～ 月 日																		
10					月 日～ 月 日																		
11					月 日～ 月 日																		
12					月 日～ 月 日																		
13					月 日～ 月 日																		
14					月 日～ 月 日																		

※1 FAXがある場合は番号を記入すること

※2 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10㎡超の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10㎡以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること

営業宿泊施設等衛生監視指導実施報告書

保健所

1 営業宿泊施設

種別	宿舎として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
旅館・ホテル			
簡易宿所			
合計			

2 転用施設

種別	宿舎として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
合計			

宿舎衛生講習会の実施報告書

実行委員会

番号	開催年月日	講習時間	開催場所	主催者	対象者	参加人数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

転用施設における留意事項

1 客室

- (1) 睡眠を妨げるような余分な光は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日1回以上掃除すること。
- (4) くず入れ等、日常生活に必要なものを用意すること。

2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。

3 洗面所

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 石けん、コップ等を必要に応じて用意すること。

4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けんによる手洗い（洗面所等の利用）をすすめること。
- (3) 備え付けのタオルは、清潔なものを用意すること。（ペーパータオルが望ましい。）
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (5) 毎日1回以上清掃すること。

5 浴室

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は、原則（又は客室の使用ごとに）完全換水し、その都度、清掃すること。
また、共同浴室の浴槽水については、レジオネラ属菌の検査を実施し、検出されないこと（10cfu/100ml 未満）を確認すること（国スポ開催前2ヶ月以内に実施することが望ましい。）。また、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒すること。

6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を備えること。

8 飲料水関係

- (1) 飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水等を使用する場合は、以下の項目を実施すること。
ア 飲料水水質検査を実施すること（検査項目：一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、臭気、味、色度及び濁度の10項目。国スポ開催前2ヶ月以内に実施することが望ましい。）。

イ 水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ごみ等の処理は適切に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理に当たる施設責任者を選任すること。
- (4) 国スポ期間中は、別表「宿舎衛生自主管理表」を作成し、自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、猫、その他ペット等による事故が起きないように適切な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、実行委員会が実施する宿舎衛生講習会等を必ず受講し、施設運営責任者に対し衛生知識の普及及び啓発を図ること。
- (7) 施設内に消毒液を配置するなど、感染症予防に努めること。
- (8) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い（下痢、嘔吐等）があった場合には、必要に応じ医療機関受診を促し、速やかに管轄の保健所に相談すること。また、消毒等必要な措置を講じること。

宿舎衛生自主管理表

★国スポ期間中は、毎日1回以上チェックしましょう。

★○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。【○=良好、△=不十分、×=不備】

施設の名称及び所在地									備考
点検項目		点検月日							
客室	1	睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか。							
	2	換気に注意しているか。 特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行っているか。							
	3	毎日1回以上は清掃しているか。							
	4	くず入れ等、日常生活に必要なものを用意しているか。							
寝具	1	宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。							
	2	寝具は清潔なものを提供しているか。							
洗面所	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	石けん、コップ等を必要に応じて用意しているか。							
便所	1	専用の履き物を用意しているか。							
	2	用後は石けんによる手洗いをすすめているか。							
	3	備え付けのタオルは、清潔にしているか。							
	4	防虫・防臭に注意し、清潔にしているか。							
	5	毎日1回以上は清掃しているか。							
浴室の管理	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	入浴に必要な石けん、洗面器等を用意しているか。							
	3	浴槽水は原則(又は客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。							
	4	共同浴室の	使用期間前にレジオネラ属菌が10cfu/100ml未満であることを確認したか。						
	5	浴槽水	1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒しているか。						
洗濯	1	宿泊者が洗濯できるように配慮しているか。							
名簿	1	宿泊者名簿を備えているか。							
飲料水	1	水道水を使用しているか。							
	2	井戸水等	使用期間前に水質検査を実施したか。						
	3	使用の場合	水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めているか。						
施設責任者印（または署名）									

第８０回国民スポーツ大会医事・衛生基本方針

第８０回国民スポーツ大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、大会参加者等が清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の基本方針に基づき実施する。

１ 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置及び医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整える。

２ 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

３ 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

４ 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、各会場及びその周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及及び意識の一層の啓発を図る。

第８０回国民スポーツ大会 防疫対策要項

１ 趣旨

この要項は、第８０回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２ 実施方法

県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに防疫対策を実施する。

３ 実施項目

防疫対策は、次の事項を実施するものとする。

（１）防疫に関する知識の普及及び意識の啓発

保健所等は、大会に参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の感染症予防のため、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、広報活動等の実施により、防疫に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図る。

（２）健康管理指導

保健所等は、大会参加者等の感染症予防のため、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等が利用する宿舎及び食品提供施設等に対し、業務従事者への検便検査の実施を含む健康管理に努めるよう指導する。

（３）感染症患者の発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所は感染症法等に基づく必要な措置を講じ、県、関係市町村、県委員会及び会場地委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、連携して感染症のまん延防止に努める。

（４）緊急連絡体制の整備

県委員会及び会場地委員会は、大会参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

４ その他

（１）この要項に定めるもののほか、感染症対策の実施に関して必要な事項は、県委員会および会場地委員会が、それぞれ別に定める。

（２）新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等による。

（３）県実行委員会及び会場地市町村実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

第８０回国民スポーツ大会 環境衛生対策要項

１ 趣旨

この要項は、第８０回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本方針に基づき、大会における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

２ 実施方法

県実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町村、関係機関・団体等とともに環境衛生対策を実施する。

３ 実施項目

環境衛生対策は、次の事項を実施するものとする。

（１）会場及びその周辺環境の美化

県委員会及び会場地委員会は、県、会場地市町村、関係機関・団体等の協力を得て、次の事項を実施する。

ア 開・閉会式会場、競技・練習会場（以下「会場」という。）、河川・道路等公共の場所、観光地等の清掃を実施する。

イ ごみの持ち帰りの呼びかけや、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等ごみのポイ捨て防止の徹底およびマナーの向上を図る。

（２）廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進

県委員会及び会場地委員会等は、会場等におけるリユース可能な資機材の活用など、廃棄物の発生抑制に努める。また、会場地の処理体制に応じた分別収集を徹底し、廃棄物の適正な処理とリサイクルを推進する。

（３）宿舎の衛生対策

保健所等は、県委員会、会場地委員会、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう宿舎の衛生に関する知識の普及や監視・指導を行う。

（４）飲料水の衛生対策

保健所等は、水道事業者等に対し、飲料水の衛生保持のための監視・指導を実施する。

（５）衛生害虫等の駆除

市町村は、保健所等の協力を得て、必要に応じて、ねずみ・衛生害虫等の駆除を行い、発生源対策に努める。

（６）動物の適正管理

動物愛護センター等は、市町村の協力を得て、飼い犬の適正管理指導と野犬等の捕獲に努め、犬による危害発生の防止を図る。また、市町村は、関係団体の協力を得て、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を徹底する。

(7) 受動喫煙防止対策

- ア 県委員会及び会場地委員会は、健康増進法に基づき、会場内の受動喫煙防止対策に努める。
- イ 保健所等は、市町村の協力を得て、受動喫煙による健康への悪影響等について普及啓発を行い、受動喫煙防止に関する意識の啓発を図る。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 県実行委員会及び会場地実行委員会を組織していない場合は、「県実行委員会」を「県準備委員会」に、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。